

2024.2

入居のしおり

静岡市都市局建築部住宅政策課

TEL 054-221-1132

公益財団法人 静岡市まちづくり公社

葵区・駿河区担当（静岡市役所 静岡庁舎3階）

TEL 054-221-1253

清水区担当（静岡市役所 清水庁舎2階）

TEL 054-354-2238

静岡市

⑤ 集会所

集会所は、入居者の皆さんの会合や福利厚生、文化教養などの行事を行うために設置されているものですので、営利を目的とした会合や宗教活動、選挙活動などには、使用できません。

集会所の管理や運営は、全て各団地で行っていただきます。入居者相互の親睦をはかるために積極的に活用してください。

(4) 共益費(各団地毎、集金及び管理しています。)

市営住宅の入居者の方々には、共同施設等の次のような様々な費用を、入居者全体の共益費(1,500～3,000円程度)によって負担していただきます。

自治会費は1,000円程度です。

- ① 入居者の各世帯に水を供給するための設備の電気料
- ② 屋外に設置してある散水栓の水道料
- ③ 街路灯、廊下灯、階段灯等の電気料
- ④ 街路灯、廊下灯、階段灯等が球切れした際の電球の交換費用
- ⑤ エレベータの運転に要する電気料
- ⑥ 入居者が共同で負担しなくてはならない維持修繕のための費用
- ⑦ 草刈・樹木剪定の作業費用、処分費
- ⑧ 排水管の立管清掃の費用
- ⑨ その他共益費により負担しなくてはならない費用

(5) 訪問販売・かたり商法

「市役所の依頼で来た」などと語り、消火器・電化製品・網戸・格子や商品などを、「市の指定品」として売りつける悪質な業者がおります。

市や公社が、このような物品の指定や販売を行うことは一切ありませんので、ご注意ください。